

## イングランドの地方公文書館における 外部資金の活用

元 ナミ†

### はじめに

日本において地方公文書館<sup>(1)</sup>の運営にかかわる予算は親組織の地方自治体の予算から配分されることがほとんどである。多くの地方公文書館の年間予算は建物等施設の維持管理費、事業運営費、人件費などに大きく区分されているが<sup>(2)</sup>、公文書館が自らの事業を遂行するために直接活用できる外部資金制度は整備されていない。さらに劣化が進んだ施設の大規模改修や収蔵空間の拡張工事のための費用が容易に確保できる地方自治体はほとんど存在しない。

一方、海外の場合は公私立のアーカイブズ機関・施設が通常の予算だけでは展開できない事業等を推進するために外部から資金を受け入れることがある。イギリスにおいては国営宝くじ (National Lottery) の収益金により社会の多方面の事業を支援する各種基金が有名であり、特にアーカイブズ関係事業を支援するものに文化遺産基金 (National Lottery Heritage Fund, NLHF<sup>(3)</sup>)。旧 Heritage Lottery Fund, HLF) が知られている<sup>(4)</sup>。文化遺産の保存と利用促進のために開設された NLHF は 1994 年から始まって以来、イギリス全域の 1200 の博物館・図書館とアーカイブズ<sup>(5)</sup>等の施設を対象に 2 億 4 千万ポンドを支出した実績がある<sup>(6)</sup>。特に「博物館・図書館・アーカイブズ (Museums, libraries and archives)」支援プログラ

ムは、アーカイブズ資料の整理・保存・デジタル化等を通じた利用促進のための作業等を含め、そのための施設整備や新しい書庫等の建設費用まで申請できる。

本稿ではイングランドにおいて公文書館を新設するために公的資金制度を活用した二つの州立公文書館<sup>(7)</sup>を取り上げ、そこに外部資金が調達された経緯とその目的等について概観する。その上で州立公文書館が地域の歴史と記録を保存、公開し、コミュニティの中心機関として位置づけられる意義を考察する。具体的には NLHF 基金を調達して新公文書館を建設しているサフォーク州 (Suffolk) と主に地域開発のための公的資金を調達して新しい公文書館を建設したウスターシャー州 (Worcestershire) における州立公文書館の事例を紹介する。

両者は①親組織の資金のみならず、外部資金制度を有効に調達し②地域の歴史的文化遗产と記録資料の研究・利用ができる複合施設を作り上げるために③自治体と大学が連携し、公文書館を地域社会の教育・学習施設として位置づけたことが似ている。本稿は特に各プロジェクトを支える基金・助成等の支援体制を紹介し、公文書館といったアーカイブズ機関が地域の歴史と学術情報を結びつける複合施設として位置づけられる意義について検討していくことにする。

† 京都大学大学文書館助教

研究方法は、文献調査とヒアリング調査によるものとする。文献調査は、イギリス政府、国営宝くじ基金、文化遺産基金（NLHF）がそれぞれウェブ上で公開している資料と、サフォーク州とウスターシャー州及びその公文書館のウェブサイト上の記載内容を参照した。またヒアリング調査は、外部資金を調達したサフォーク州立公文書館と新公文書館のプロジェクト・マネージャー、ウスターシャー州立公文書館の担当者を対象に2019年8月21日、22日に行った。

## 1. イギリスにおけるアーカイブズ事業に関わる外部資金

海外の公文書館等では様々な助成や基金、寄付金など外部から資金を受け入れられる制度が整備されており、必要な場合、それを獲得するための様々な努力が行われていることが知られているが、その実態についてはあまり日本に知られていない。例えば、アメリカにおいてはアメリカ国立公文書館（National Archives and Records Administration, NARA）・国家歴史出版物記録委員会（National Historical Publications and Records Commission, NHPRC）が州政府<sup>(8)</sup>を通じて国全体の歴史と文化の記録を共有するためのアーカイブズの利用及び促進のための基金を交付している。その用途は国の歴史全般に関わるアーカイブズ資料の収集、整理、出版及びデジタル化など、広く一般の利用を促進することを目的とするプロジェクトに限られる<sup>(9)</sup>。そのほかに博物館・図書館サービス機構（Institute of Museum and Library Services, IMLS）、全米芸術基金（National Endowment for the Arts, NEA）、全米人文科学基金（National Endowment for the Humanities, NEH）といったアメリカの歴史と芸術、人文学の各分野を支援する基金等は建物の改修、新築などにも活用することができると知られているが、まだ日本にはほとんど紹介されていない。

イギリスの場合、1994年に国営宝くじ法<sup>(10)</sup>により国営宝くじの基金が設立されて以来、イギリス全域の人々の文化遺産を探る、楽しむ、保護するなどの事業を支援するために文化遺産基金が設置され、これまで総額79億ポンドを交付してきた。この基金は文化遺産のみならず人々及び地域社会にも良い変化をもたらす様々なプロジェクトを支援する。また、自然景観の復元から古い建物の修復、多様性のある地域社会とその歴史を記録すること、そのための技術トレーニングまでを対象としている。NLHFの親組織は国立文化遺産記憶基金（National Heritage Memorial Fund, NHMF）であり、デジタル・文化・メディアとスポーツ省（Department for Digital, Culture, Media and Sport, DCMS）所管の公的機関（non-departmental public body）である。国営宝くじ法により宝くじ1枚当たり一定の金額が社会貢献分（good cause）<sup>(11)</sup>として使われ、それをもとに設置されたいくつかの基金のうち一つがNLHFである。NHMFが国営宝くじの基金配分機関であり、NLHFは基金申請の審査と分配を担当している<sup>(12)</sup>。

日本でも国営宝くじ基金の仕組みやNLHFの取り組みを取り上げた業績があり、博物館学分野（布施美穂（1997）；竹内有理（2002）；石川宏之（2006））<sup>(13)</sup>、都市計画学と建築学分野（坂井文（2008）；安齊真吾（2012）；苅京禄，木下剛（2014））<sup>(14)</sup>、観光まちづくり分野（岡村祐（2011a）；岡村祐（2011b）；岡村祐（2011c））<sup>(15)</sup>などがある。NLHF以外の国営宝くじ基金は芸術、スポーツ振興関係の報告（杉浦（2003））<sup>(16)</sup>と文部科学省のスポーツ庁設置検討のための調査研究<sup>(17)</sup>が公表されている。しかし管見の限り公文書館、アーカイブズ学分野に与えた影響について確認することはできない。

本稿で取り上げるNLHFは以下の表1のとおり、7つの部門の支援プログラムがある<sup>(18)</sup>。そのうち博物館、図書館及びアーカイブズ部門では、国立

表1 NLHFの支援部門<sup>(19)</sup>

応募部門	応募内容
コミュニティの遺産 (Community heritage)	コミュニティの遺産を記念すること、地域の伝統を保存することなど
自然景観、公園および自然環境 (Landscapes, parks and nature)	自然を早急に回復させるためのプロジェクト (2024年までに優先的に支援対象)
地域、建物および記念物 (Areas, buildings and monuments)	後世の人々のために歴史的建物、記念物そして考古学的場所などを保護する
博物館、図書館及びアーカイブズ (Museums, libraries and archives)	文化遺産に関する博物館、図書館及びアーカイブズと、その収集品に関わる様々なプロジェクト
文化と記憶 (Cultures and memories)	相互に異なるコミュニティの伝統、慣習、技術、知識を探求し、保護し、記念することを支援する
礼拝の場所 (Places of worship)	イギリスの中で最も古くて大切にされる歴史的建物として、教会・寺院等の修復等を支援
産業、海運及び運送 (Industrial, maritime and transport)	現代の形成に関わった革新的な建物、交通そして技術を記念する

及び地方自治体の博物館、図書館、アーカイブズ、歴史的に貴重な資料を所蔵している図書館、コミュニティのアーカイブズ、文化遺産を所蔵している機関の他、それらを対象にしたプロジェクトのアイデアまで支援することができる。また、この基金は「建物の再活性化および新しい目的の設備の提供」「興味深い新しい展示と学習空間の造成」「専門的な図書館、アーカイブズ及びギャラリー」「多様性を尊重する観衆を集める」「資料等の翻訳と受入れ」「収集品の開発」のような事業を支援する<sup>(20)</sup>。各プログラムは小型 (3000ポンド～1万ポンド、1万ポンド～10万ポンド)、中型 (10万ポンド～25万ポンド)、大型 (25万ポンド～500万ポンド (Heritage Enterpriseを含む)、500万ポンド以上) まで応募でき、応募要件と支援対象、審査期間と基金の交付回数などが異なる<sup>(21)</sup>。

公文書館における資金獲得を巡っては、従来欧米のアーカイブズ学分野においても「十分に開発されていない機能 (Cox, 1988)<sup>(22)</sup>」として指摘されたが、今は「豊富な経験と高度に計画された資金の運用は様々な可能性を引き出す (Joffrion 他, 2015)<sup>(23)</sup>」ものであり、「公文書館の運営のために必須的機能」(Ray 他, 2013)<sup>(24)</sup>として学術的検討がなされている。

次章から紹介するサフォーク州とウスターシャー州はそれぞれイースト・オブ・イングランド地方とウエスト・ミッドランズ地方に属している。イングランドにおいて地方を区分する最上位単位は1994年にイングランド全域に設置された9つの地方 (Regions)<sup>(25)</sup>である。これは地方政府官庁 (Government Offices for the Regions (GOR)) 制度によるものであるが、2011年3月31日廃止され、現在は統計的目的のための地理的地域レベルとして維持されている。行政単位として地方自治権を持つ自治体は「大ロンドン (Greater London) とそのバラ (London Borough)」、「州 (County) と非大都市区 (Non-metropolitan District)」、「単一自治体 (Unitary Authority)」があり、伝統的な行政区域である「パリッシュ (Parish)」は地域によって存在する場合もある。その他に大都市州 (Metropolitan County) と大都市区 (Metropolitan District)、選挙区等があるが行政権限はなく、地理的に区分されることが多い<sup>(26)</sup>。

サフォーク州とウスターシャー州は日本の都道府県・市区町村のような二層制の上位自治体である州 (カウンティ、County Council) であり、それぞれの下位自治体は非大都市区 (ディストリクト、District Council) である。イギリスの首都ロンド



図1 ウスターシャー州とサフォーク州の公文書館の位置 (27)

ンからサフォーク州・イプスウィッチ (Ipswich) まで電車で1時間強、ウスターシャー州・ウスター (Worcester Fore Gate) まで2時間強かかる (図1参照)。日本の自治体を構成する条件と権限の詳細は異なるが、本稿では今後イングランドと日本における地方公文書館で活用できる外部資金の取り組みを比較検討するために、二層制の上位自治体を研究対象として選定するようになった。

## 2. NLHFに選定されたサフォーク州のThe Holdプロジェクト

サフォーク州 (Suffolk County Council) はイングランドの東南部にある、面積3,801km<sup>2</sup>、人口758,556人の行政州である。州内には5つの非大都市区<sup>(28)</sup>があり、州都はイプスウィッチ (Ipswich)<sup>(29)</sup>である。サフォーク州立公文書館 (Suffolk Record Office, SRO) は州内のイプスウィッチ、ローストフト (Lowestoft<sup>(30)</sup>)、ベリー・セント・エドマンズ (Bury St Edmunds<sup>(31)</sup>) の3か所に公文書館施設<sup>(32)</sup>を持っており、それぞれ保存している資料の種類が異なる。SROには法律に定められている各種公文書<sup>(33)</sup>を含め、900年前に作成さ

れた歴史的な文書からサフォーク州内の自治体で作成された公文書や民間資料などが所蔵されている。SROの代表的な所蔵資料には海事記録、中世からの荘園記録、イングランドでは有名な家門の民間記録などが含まれている<sup>(34)</sup>。

イプスウィッチ公文書館は1992年に元初等学校だった現在の施設に公文書館が移転され、他の施設に比べ書庫空間が大きいとされていた。しかし、移転当ても「向後20年間で収蔵空間が満杯になる」と想定されており、現在すでに保存資料の収容能力が限界を超えている。ローストフトとベリー・セント・エドマンズも状況は変わらず、サフォークは新しい公文書保存空間を確保しなければならなくなった。SROはイプスウィッチに公文書館を新設し、不足した収蔵空間を確保するとともにサフォーク州の大切な記録資料をより安全な場所で保管することを計画するようになった<sup>(35)</sup>。

2014年SROは地元のコンサルタント会社<sup>(36)</sup>に、「200席の講堂、新しい共用の閲覧室、小規模カフェ、ショップ及び展示空間、今後20年間収容可能な文書庫、公共施設に適合した事務空間等」を備えた公文書館施設の開発費用の推算と、その実現可能性調査 (Feasibility Study, FS) を依頼した。その結果、総額約1,700万ポンドの予算が推算された。2015年7月にサフォーク州議会は新公文書館建設のために500万ポンドを出資し、サフォーク大学 (University of Suffolk, UOS<sup>(37)</sup>) が敷地と100万ポンドを投資することに合意した。その後、同年12月にサフォーク州は不足した約1100万ポンドをNLHFの大型プロジェクトに応募するようになった。プロジェクトはNLHFの審査を受け、開発段階 (Development Phase) で53万8千ポンドの開発補助金が交付された。サフォーク州は約2年間で、建物設計のみならず、具体的な公文書館の運営プログラムも開発するようになった<sup>(38)</sup>。

2018年4月に国営宝くじ基金からプロジェクト名「The Hold: 21世紀のためのサフォークアーカ



イブサービス（The Hold: a Suffolk Archive service for the 21st Century）」に最終的に1030万ポンド（そのうち53万8千ポンドの開発補助金が含まれている）の支給が決まった<sup>(39)</sup>。このプロジェクトはイプスウィッチ地域とその歴史的な水辺地帯の再生に寄与し、地域社会の教育学習施設としても利用できるよう、UOSとの連携プロジェクトとして計画された。UOSの北部キャンパスの一部がThe Holdの敷地として提供され、書架延長約9マイル<sup>(40)</sup>を超えるSROの所蔵資料ほとんどが新しい公文書館において集中管理されることになった。建設中のThe Holdの3Dモデルと現場の様子は図2と図3のようである。

SROは当時HLFの「500万ポンド以上の応募プログラム」に応募した。このプログラムはNLHFの中で最も大型のプロジェクト向けであり、交付対象は非営利組織及び非営利組織がリードするパートナーシップに限定される。プロジェクトは自然景観を構成する諸要素（Landscape）と自然環境（Nature）の保護、損傷危機のある文化遺産を保護する各種企画であれば応募することができる。審査に通って交付が決まってもプロジェクト費用は5年間までの期間中、2段階に分けて支給される。総額の一部が最初の開発段階で支給され、その間にプロジェクト全体が予定通り終了できるか、NLHF側が要求する様々な事項が誠実に遂行されたかが評価される。交付段階（Delivery Phase）の審査で申請総額の交付が承認されれば、開発補助金を除いた費用総額が志願者に支給されることになる。

なお、このプログラムは志願者が開発・交付段階で発生する費用の1割以上ずつ（partnership funding）を負担することが前提となっている<sup>(42)</sup>。応募する側はプロジェクトチームを構成することからNLHFが要求する資料や情報の提供、自己負担金の納付と他の外部資金の募金などを計画的に準備しなければならない。そのため、各段階にお

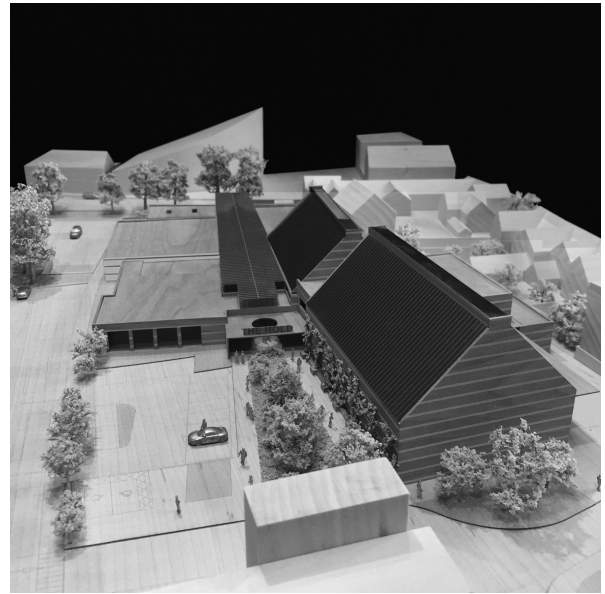


図2 現在建設中のThe Holdの3Dモデル<sup>(41)</sup>



図3 イプスウィッチ・ウォーターフロントに位置するUOSビル（右）と建設中のThe Hold（UOSの左奥）（筆者撮影：2019.08.21）

いて定期的にプロジェクトの内容、進行状況をNLHFの地域事務所側<sup>(43)</sup>に相談・報告し、助言を受ける体制が整っている<sup>(44)</sup>。大型プロジェクトの応募のみならず課題を解決するための努力は応募組織にとっても大きな負担になると考えられる。

さて、The Holdは公文書館と教育及び研究空間を提供する上に、地域社会のための新しい名所として重要な文化資源としても活用できるように計画された。施設には講堂、ティーチングスペース、目的に合わせて使える公共研究施設、芸術作品な

どを保管できる収蔵庫、販売及び展示空間とカフェが含まれる<sup>(45)</sup>。書庫は現在アーカイブズと図書資料等の管理に最も適している文化遺産の保存等に関する標準BS EN 16893<sup>(46)</sup>とアーカイブズと図書館コレクションの管理と保存に関する標準BS 4971<sup>(47)</sup>に準拠して設計された<sup>(48)</sup>。

2018年、The Holdの建設等には約2000万ポンドの費用がかかる見込みとなった。NLHFから受入れた1030万ポンドの基金はこれまでサフォーク州においては最高額の基金であったが、州議会とUOSからの出資以外に不足する資金は外部から調達することになった。

そのため、ウォルフソン財団 (the Wolfson Foundation<sup>(49)</sup>) の補助金8万ポンドが学習空間を作るために受給された。サフォークアーカイブ財団 (Suffolk Archives Foundation<sup>(50)</sup>) も追加募金を行い、ニューアングリア地域企業パートナーシップ (New Anglia Local Enterprise Partnership (LEP)<sup>(51)</sup>) から25万ポンド、海岸地域コミュニティ基金から414,763ポンドの基金が支援された。そのほかにもガーフィールドウエストン財団<sup>(52)</sup>、地域財団、文化遺産関係協会と財団、SRO友の会 (Friends of the Suffolk Record Office) と The Hold's John Blatchly Local Studies Libraryに寄付した個人寄付者等により資金が調達された。図4はThe Holdが受け入れている外部資金団体のロゴである。



図4 The Holdプロジェクトの資金提供者のロゴ<sup>(53)</sup>

The Holdは2020年3月開館を目指し、完成に向かっている。2019年末現在、プロジェクトにかかる費用は総額20,667,604ポンドになる見込みである<sup>(54)</sup>。NLHFにおいてもアーカイブズ施設の改築・新築するための大型プロジェクトが選定され

る事例が少ない中、The Holdは公文書館が大学と連携して地域再生と新たな教育・学習空間の提供を企んだ事例として位置づけられると考えられる。

### 3. 大学図書館と連携して新しい公文書館像を提示したウスターシャー州のThe Hiveプロジェクト

ウスターシャー州 (Worcestershire County Council) は、面積1,741km<sup>2</sup>、人口約567,000人の州レベルの地方自治体である。州議会は州の中心部の州都ウスター市 (Worcester City) にある。自治体は2層制で構成されており、1998年に地方政府再編の際にヘリフォードと分離された<sup>(55)</sup>。現在は、州の下位自治体として6つの非大都市区<sup>(56)</sup>が存在する<sup>(57)</sup>。

ウスターシャー州には1947年に州立公文書館 (Worcestershire Record Office, WRO) が設立された。現在のWROは州議会庁舎 (County Hall) に「企業情報管理ユニット<sup>(58)</sup>」及び「出生、結婚及び死亡申告<sup>(59)</sup>」部門があり、「公文書館と考古学サービス (Worcestershire Archive and Archaeology Service。以下、WAASという)」部門は市内の図書館等複合施設のThe Hive<sup>(60)</sup>に分かれている。前者の2部門は12世紀から現在までのウスター地域とその住民の歴史に関する公的記録を管理し、WAASはウスターシャー州で作成、収集された公文書の公的保存庫及び閲覧施設と考古関連資料提供サービスを提供している。

ウスターシャーには数千の考古学的な遺跡地があり、それらの歴史的建造物や自然景観が記録された書架延長12マイル<sup>(61)</sup>に及ぶ原本資料がWAASの管理の下で収集及び保存されている。所蔵資料には現在および過去の行政記録やウスター教区の記録のほか不動産、家族、学校記録やウスターシャーのグループ、企業とコミュニティの記録、古い地図や写真資料などが含まれている。The Hiveではウスターシャーの人々や空間・情報

等に関するあらゆる形の史資料を包括的に利用することができる。そのほか、地域や先祖探し、人口調査報告書など出版物を閲覧することもできる<sup>(62)</sup>。

The Hiveが企画された当時、ウスターシャーでは州立図書館や公文書館ともに問題を抱えていた。州立図書館は国際図書館連盟 (The International Federation of Library Associations and Institutions, IFLA) が提案する書架延長の1/4程度の空間しか確保できず、建物は歴史的なものであったが劣化が進み、慢性的な空間不足に悩んでいた。またWROは、当時公記録保存所 (Record Office) と歴史センター (History Centre) のサービスを一か所で運営できず、書庫も市内の教会と郊外に分散されていた。公記録保存所は市の郊外に位置し、所蔵する一次資料の約2割は3か所の書庫に分散して保管されていた。他方、歴史センターは主に地域と家族の歴史を調べられる二次資料と出版物などが置かれている閲覧施設であった。考古資料はウスター大学 (University of Worcester, UOW) のキャンパスの中でサービスされるなど、州の歴史の証となる公文書や図書資料が分散管理されていた。

The Hiveは、そのような状況を打開するために新しい機能の公文書館・図書館施設の新築を検討することになった。イギリス及びヨーロッパでは初めての試みとして、地域学生と住民を対象に地方自治体と地域大学が共同で設立・運営する学術図書館兼歴史センターを作ることになった。結果、The HiveはUOWとウスターシャー州の協定によりウスター市の象徴的な複合施設として建てられるようになった。2004年10月から検討が始まり、UOWとウスターシャー州では学生と住民のための数百万ポンドもかかる図書館・歴史センター及び住民センターの複合施設を設立するためのプロジェクトを立ち上げることに合意した<sup>(63)</sup>。The Hiveには当初UOWの大学図書館、ウスターシャー

州立図書館、WRO・考古学サービス (Worcestershire Historic Environment and Archaeology Service) ・住民統合サービスセンター (Worcestershire Hub Customer Service Centre) がパートナーとなって2010年から建築が始まり、2012年7月2日に一般公開、同月11日に公式に開館された。両機関は公的施設を共有することで政府側の投資と資金支援を受けることができた。

The Hiveの建設等にかかわる資金は、主に政府機関の公的資金による。当時の文化、メディアとスポーツ省 (Department for Culture, Media and Sport, DCMS<sup>(64)</sup>) によるPFI<sup>(65)</sup> クレジットから4300万ポンド、イングランド高等教育基金委員会 (Higher Education Funding Council for England<sup>(66)</sup>) から戦略開発基金<sup>(67)</sup> として1000万ポンド<sup>(68)</sup>、「地域開発公社・アドバンテージウェストミッドランズ (Regional Development Agency - Advantage West Midlands)」から700万ポンドが支援された。地域開発公社 (RDA) は、1997年労働党政権の地方分権に関する公約による政策の一環として、1998年 Regional Development Agency Actに基づき、1999年地域再生を担うためにイングランドの9地方 (Regions) に創設された準政府機関である。RDAは「事業の効率、投資及び競争力促進」「雇用促進」「雇用に関わる技術の開発と適用の向上」そして「持続可能な発展に寄与」することを目的に経済発展と再生を促進させるために設置され、地域経済関連事業に公的資金を実行、配分する役割を担っていた。2010年6月の廃止が発表され、2012年に廃止されたが<sup>(69)</sup>、The Hiveは当時DCMSとRDA等の地域開発政策の支援を大いに受けたと見られる。

上記の資金提供者たちはThe Hiveのビジョンを理解し、州議会と公立大学といった異なる運営主体同士が図書館・歴史センターという合同のサービスを提供することを支援をするようになった<sup>(70)</sup>。The Hiveは新しい図書館と歴史センターの建設及



びサービスを提供し、地域の経済を育成するために、民間業者とPFI契約を結んでいる<sup>(71)</sup>。契約期間中に年間単数支払額は2007年4月基準額により460万ポンドであり、契約終了後の資産は州議会と大学、70:30の比率で分割されることになっている。契約の請負期間は設備の譲渡から25年であるが、延長することも可能である<sup>(72)</sup>。

現在The Hiveには、大学の学術書を含む25万冊の図書、書架延長12マイル分のアーカイブズ資料、歴史的記念物と建物に関する記録を含む26,000点を超える考古資料などが所蔵されている。10,000m<sup>2</sup>の一般開放空間があり、800席の学習空間を備えている。1階と2階は子ども図書館とウスターシャーハブ、地域の作物を中心としたカフェが運営されている。3階はWAAS、4階は州立図書館とウスターシャー大学の図書閲覧室、5階は学習室として運営されている。行政サービスのウスターシャーハブ以外のすべての施設は、国が定めた祝祭日<sup>(73)</sup>を除き、月曜日から日曜日、午前8時から午後10時まで誰でも利用できるように開放されている<sup>(74)</sup>。1階の一般人の立ち入り禁止区域にWAASの書庫が置かれているが、3階(Level 2)の閲覧空間は公文書館エリア(Original Archive Area)と利用者が自由に使えるセルフサービスエリア(Self-Service Area)、歴史的環境記録(Historic Environment Record, HER<sup>(75)</sup>)の検索・閲覧エリアとして区分されている。利用者は開館時間内に自由にWAASを利用することができる。

The Hiveはデザイン及び光、温度調節機能等の持続可能性を配慮した設計で建築学的にも高く評価されており、都市のランドマークとして機能している。より多くの人々が公共図書館のサービスに参加することを奨励するため、都市の中心部に建てられた<sup>(76)</sup>。The Hiveは子どもから成人までの図書館サービス、文化遺産と考古学等の学術研究を含む歴史資料センター、州の行政サービスの

窓口として、地域に関わるあらゆる情報を総合的に利用できる施設として位置づけられると考えられる。図5はThe Hiveの入り口からみた前景であり、図6はThe Hiveの運営主体がウスターシャー州とUOSであることを示している様子である。



図5 The Hiveの入り口からの全景  
(撮影：2019.08.20)



図6 UOWとウスターシャー州とのパートナーシップを明記した入り口の様子  
(撮影：2019.08.20)



#### 4. The Hold と The Hive からみた大型外部資金の特徴

本章では、サフォーク州とウスターシャー州における新しい公文書館の試みから外部資金利用の共通点と特徴をまとめる。

第一に、The Hold と The Hive は親組織の予算のみでは充当することができない莫大な建設費用を確保するために外部資金制度を有効に利用した。公文書館施設を最低限の費用で改修する自治体も存在するイギリスにおいても地方公文書館関係の予算は削減されていく傾向があり、近年もその状況は変わっていない<sup>(77)</sup>。イギリスにおいては選挙結果によって政策の変化が多く、地方自治体の中でも行政組織の改編が頻繁に行われる。公文書館の施設改修・新築事業は比較的安定的な資金の確保が求められるため、親組織と外部資金を適切に組み合わせた契約を結ぶことで新公文書館建設といった目的を達成することができたのではないだろうか。

ただし、プロジェクトの規模や応募書類等の作成・準備にかかる時間と努力が無駄になることも少なくなく、さらにNLHFのような大型のプロジェクトは準備期間と審査期間、進行状況の報告と相談などにかかる負担が大きく、開発段階での準備不足などにより申請総額の交付が認められない結果になった場合のリスクも少ない。また、プロジェクトの完成段階まで順調にプロジェクトを進行させるプロジェクト・マネージャーとスタッフを探すことも難しいとされているため、大型外部資金の獲得には十分な計画性が必要とされる。

第二に、The Hold と The Hive は両方とも地域の公文書と各種歴史的資料を一カ所で保存し、利用者がアクセスしやすくするために単一目的の施設ではなく、多目的の複合施設を作り上げる必要があった。前者は主に各種イベントができる講堂と大学の授業等ができる教室を備えた上でコミュニティにオープンな施設を、後者は子ども図書館

も充実しつつ、大学レベルの学術的利用まで提供できる地方公文書館、さらに地域情報のハブとして機能する施設を目指した。これらの資金提供の審査は地域の連携性と発展可能性が最も高く評価され、プロジェクト完了後の施設の運営、維持管理、新しい雇用体系の考案、地域活性化への寄与なども含まれている。これはNLHFや当時のRDAが目指した地域発展に貢献できる公的施設の建設条件にも合致しているとみられる。

また地域の再生と住民の参加を考慮した新たな公文書館像を提示することも注目すべき点であろう。建物の建築的価値を高め、維持管理の費用と環境にやさしい設計なども工夫され、公文書館が地域の歴史情報センターとしてより広く認識されていく可能性を狙いにしていると考えられる。

第三に、The Hold と The Hive は自治体と大学の連携による地域社会の教育・学習施設とコミュニティ活動の場所を提供することで、地域に開かれたアーカイブズ機関を目指している。これまで博物館や図書館に比べて一般の人々になじみの少ない施設であった公文書館が、学生の教育学習や住民コミュニティ活動の場所を提供することができ、従来より利用しやすい施設として位置づけられている。The Holdの場合、UOSのキャンパスの一部を敷地として提供してもらい、UOSからも一定金額を出資してもらった。そのパートナーシップにより、The Holdの中にはUOSの学生を教えられる教室も設計されており、学生は講堂や公共スペースを利用することもできる。また、The Holdの北側にはUOSの図書館と学生施設などがあり、地域研究のための公文書の活用性を高めることもできる。

The Hiveの場合、地域大学とより強力なパートナーシップを持っており、大学の学術図書館でありながらウスターシャー州の全世代に開かれた図書館を目指している。そして公文書館と考古資料が一カ所で利用できることで地域研究のハブとし

て利用されている。また、図書の閲覧室の他、学習のための閲覧室も充実しており、大学生の研究と学習、地域の住民にも寄与することができる。子どもの図書館としても優秀な評価を受けており、地域の名所として注目を浴びている。

一方、2007年から2012年までイングランドとウェールズにおけるアーカイブズ機関の収入（年間予算）調査では、収入の82%が親組織からの予算配分によると応答されており、残り18%の中に自らの売上（5%）、様々な公私の基金や民間からの寄付（3%）の存在が確認できた。外部資金の中では旧HLFの割合が1%に過ぎないと応答されており、NLHFの基金はごく一部の公文書館・アーカイブズ機関にしか影響を与えていないとも考えることができる<sup>(78)</sup>。それでも小型のアーカイブズ資料整理作業から大型の建設事業までを支援し、一部の州立公文書館によっては地域社会の中に新たな公文書館の役割と利用可能性を示すきっかけとして外部資金は制度が有効に活用されていると考えられる。

## おわりに

本稿は公文書館の新館建設のために公的資金制度を活用した二つのイギリス州立公文書館の事例を取り上げ、外部資金が調達された経緯とその目的を概観し、州立公文書館が地域の中心機関として位置づけられる意義について考察した。具体的にはNLHF基金を調達して新公文書館を建設しているサフォーク州のThe Holdと、主に地域開発のための公的資金を調達して地域情報のハブの中に公文書館を位置づけたウスターシャー州のThe Hiveを紹介した。

両者の実績からイギリスにおいてアーカイブズ機関を支援する大型の外部資金はアーカイブズそのものだけを対象にするものではなく、コミュニティやそのアーカイブズが属している地域社会の発展を図る努力から始まることが分かった。アー

カイブズ機関が従来の「研究」目的のみならず、地域を知るための学習センター、コミュニティを活性化するためのイベントの会場として全世代を対象とする施設として位置づけようとしている点に興味深い。

ただし、これらの新公文書館計画が常に地域社会の中で歓迎されるわけではない。例えば、The Holdはこれまで3か所で運営されていた公文書館の統合に否定的な住民の意見もみられる。それぞれの地域のアーカイブズ資料はその地域で大切に保存、利用できるように予算を配分し、整備していくべきだといった意見である<sup>(79)</sup>。サフォーク州議会はローストフト公文書館の資料に関する意見聴取を行い、重要な公文書等をThe Holdに移管した後でも、地域の図書館で二次資料のマイクロフィルム、複製物や出版物が閲覧できるように体制を整備していくように住民の意見を調整することもある<sup>(80)</sup>。

さて、本稿で取り上げた事例の他にもイギリスにおいてアーカイブズ機関が受け入れられる外部資金にはNLHFのほかにトラストや財団などからの寄付により維持される公的資金も存在する。例えば、2006年に始まった国家目録化補助金制度（The National Cataloguing Grants Scheme<sup>(81)</sup>）はPilgrim Trustによって支援されている<sup>(82)</sup>。実際多くの公文書館、アーカイブズ機関が支援を受けている民間助成基金についても十分に紹介できなかった。アーカイブズ施設の補修や資料のデジタル化、利用促進のための事業を支援する民間の助成機関としてはウェルカム・トラスト（Wellcome Trust）などの民間基金も有名である。アーカイブズ機関等においてこれらの資金制度が与える影響や活用されるプロセスを解明することは今後の課題にしたい。

※本稿の執筆に際しては、科学研究費助成基金（若手研究）「地方公文書館を取り巻く基金助成と財

源確保に関する研究 (研究課題番号: 18K18332) の助成を受けた。また現地調査にあたっては、The Hold のプロジェクト・マネージャー、Amy Rushton 氏 と The Hive の Archive Manager and Diocesan Archivist、Dr. Adrian Gregson 氏にたいへんお世話になりました。記して感謝申し上げます。

## 注

- (1) 本稿では「公文書館法 (1987 制定)」、「公文書等の管理に関する法律 (2009 制定)」で定める公文書館等の定義に基づき、国公立の行政機関、地方自治体、独立行政法人等が設置するアーカイブズ機関・施設を公文書館と表記する。
- (2) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会調査・研究委員会編. 公文書館機能ガイドブック. 2015 参照。  
[http://www.jsai.jp/kanko/guidebook/guidebook\\_all.pdf](http://www.jsai.jp/kanko/guidebook/guidebook_all.pdf) (2019-11-30 参照)
- (3) <https://www.heritagefund.org.uk/> (Accessed, 2020-01-05)
- (4) 「Heritage」は「遺産」と訳されるが、財産的な遺産と区分するために本稿では文化遺産と訳す。
- (5) イギリスにおいて地方自治体が設置・運営する公文書館、あるいは地方自治体等が作成した公文書を保存・公開する施設 (例えば「Record Office」、「Archives」他) を公文書館ということがある。
- (6) <https://www.heritagefund.org.uk/our-work/museums-libraries-and-archives/> (Accessed, 2020-01-05)
- (7) アメリカの State が州と訳されることは周知のことであるが、イギリスの County は州、県、郡、カウンティなど訳語が固定されていないのが現状である。出版されている主要辞典類を参照した限り、行政単位としての「州」は「(米) State」「(英) County」と訳されることがほとんどである (『リーダーズ英和辞典第3版 (2012, 2016)』; 『新英和大辞典第六版 (2002, 2017)』; 『ジーニアス英和大辞典 (2001-2017)』; 『ウィズダム英和辞典大3版 (2013)』; 『ジーニアス英和辞典第5版 (2014-2017)』参照)。両者の行政単位と行政機関として自治の権限には相違があるが、アメリカの行政下位自治行政単位に County が存在し、その場合は「郡」と訳されることが多いため、本稿ではイギリスの地方行政単位「County」「County Council」を州と訳すことにする。
- (8) 本稿ではアメリカの「State」「State Government」を「州」「州政府」と訳すことにする。
- (9) 拙稿「アメリカ州立公文書館における NHPRC 基金の活用」(『京都大学大学文書館研究紀要』第17号、2019年、p.67-82.) を参照。
- (10) National Lottery etc. Act 1993 <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1993/39/contents/> (Accessed, 2020-01-05)
- (11) 「good cause」の訳語は『文部科学省平成24年度委託調査スポーツ庁の在り方に関する調査研究 WIP ジャパン株式会社2013年3月』「第3章 イギリス」を参照。[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/chousa/detail/1333391.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/chousa/detail/1333391.htm) (2019-11-30 参照)
- (12) <https://www.heritagefund.org.uk/about/what-we-do/> (Accessed, 2020-01-05)
- (13) 布施美穂 (1997) 「イギリスにおける宝くじ助成金による博物館支援——その限界と問題点をめぐって——」博物館学雑誌、第23巻第1号 (通巻27号) p.37-50; 竹内有理 (2002) 「新しい財源が博物館を変える——イギリスの国営宝くじと科学館」全科協ニュース、Vol.32. No.1、p.1-3; 石川宏之 (2006) 「英国の科学館による都市再生と地域振興——レスター市のナショナル・スペース・センターを事例として——」博物館学雑誌、32 (1)、p.1-11.
- (14) 坂井文 (2008) 「英国の国営宝くじ基金に見る公園の整備及び再整備に関する財源確保の手法」ランドスケープ研究、Vol.71 No.5、p.723-726; 安齊真吾 (2012) 「英国の都市再生における象徴的建築プロジェクトに関する研究」日本建築学会計画系論文集、Vol.77 No.672、p.377-383.; 芮京祿、木下剛 (2014) 「国土のエリアマネジメントを可能にする英国のランドスケープ・パートナーシップ・



- プログラム」都市計画論文集、Vol.49 No.3、p.957-962.
- (15) 岡村祐 (2011a) 『英国国営宝くじ基金による歴史的町並み保全事業に関する研究-観光まちづくりの視点からの分析-』都市のしくみとくらし研究所調査研究報告書；岡村祐 (2011b) 「英国における歴史まちづくり事業タウンスケープ・ヘリテイジ・イニシアチブの制度的特徴と運用実態」、都市計画論文集、No.46-3、p.187-192；岡村祐 (2011c) 『我が国における歴史まちづくりを目的としたまちづくりファンドの到達点と課題-萌芽期の日本と成熟期の英国の事例研究を通じて-』平成23年度国土政策関係研究支援事業研究成果報告書。
- (16) 杉浦幹男 (2003) 「3. 国家政策としての“文化政策”～英国とフランスの文化支援と財源～」『Arts Policy & Management』No.19、p.53-69
- (17) 文部科学省『諸外国および国内におけるスポーツ振興施策等に関する調査研究 (平成22年度)』；『ガバナンスに関する調査研究 (平成23年度)』；『スポーツ庁の在り方に関する調査研究事業 (平成24年度)』；『海外のスポーツ基本計画に関する調査研究 (平成25年度)』；『スポーツ庁の在り方に関する調査研究事業 (平成25年度)』；『スポーツ庁の在り方に関する調査研究事業 (平成26年度)』などがあり、イギリス編を参考することができる。文部科学省調査研究報告書は以下を参照。文部科学省トップ>スポーツ>スポーツの振興>スポーツ政策に関する調査研究 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/chousa/1309347.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/chousa/1309347.htm) (2019-11-30 参照)
- (18) 2019年12月現在。
- (19) [https://www.heritagefund.org.uk/our-work-hub?utm\\_expId=.Zs6FTrejQMyTtgMiIO5yHA.1&utm\\_referrer=https%3A%2F%2Fwww.heritagefund.org.uk%2Four-work-hub/](https://www.heritagefund.org.uk/our-work-hub?utm_expId=.Zs6FTrejQMyTtgMiIO5yHA.1&utm_referrer=https%3A%2F%2Fwww.heritagefund.org.uk%2Four-work-hub/) (Accessed, 2020-01-05)
- (20) 前掲注6)
- (21) <https://www.heritagefund.org.uk/funding>
- (22) Cox, R. J. *Managing Institutional Archives: Foundational Principles and Practices*. New York: Greenwood Press, 1992, p.172.
- (23) Joffrion, Elizabeth. Fernández, Natalia. Collaborations between Tribal and Nontribal Organizations: Suggested Best Practices for Sharing Expertise, Cultural Resources, and Knowledge. *The American Archivist*. Spring/Summer 2015, Vol. 78, No. 1, p. 192-237.
- (24) Ray, Louise. Shepherd, Elizabeth. Flinn, Andrew. Ander, Erica. Laperdrix, Marie. Funding archive services in England and Wales: institutional realities and professional perceptions. *Archives and Records*. The Journal of the Archives and Records Association. Volume 34, 2013 - Issue 2. p. 175-199.
- (25) (地理的・機能的・社会的・文化的特徴による) 地方。イングランド内では Yorkshire and the Humber, West Midlands, South West, South East, North West, North East, London, East of England, East Midlands に区分される。
- (26) <https://www.ons.gov.uk/methodology/geography/ukgeographies/administrativegeography/england#regions-former-gors>
- (27) 地図は Google Map をキャプチャし、本人が加工したものである (2020-01-05)。
- (28) 1974年4月に「地方政府法1972 (Local Government Act 1972)」により、イーストサフォーク、ウェストサフォーク及びイプスウィッチが合併した。サフォーク州はイプスウィッチ、サフォーク・コースタル、ウェバニー、ミッド・サフォーク、バーバーク、ベリー・セント・エドマンズ、フォレスト・ヒースの7つの地区 (district) から再編された。2018年にイプスウィッチ、イーストサフォーク (サフォーク・コースタルとウェバニーが合併)、ミッド・サフォーク、バーバーク、ウェストサフォーク (ベリー・セント・エドマンズとフォレスト・ヒースが合併) した5つの地区で再編された。詳しくは、The West Suffolk (Local Government Changes) Order 2018 (<http://www.legislation.gov.uk/uksi/2018/639/contents/made/>) (Accessed, 2020-01-05) と The East Suffolk

- (Local Government Changes) Order 2018 (<http://www.legislation.gov.uk/uksi/2018/640/contents/made/> (Accessed, 2020-01-05)) を参照。
- (29) Ipswich Borough Council
- (30) East Suffolk Council
- (31) West Suffolk Council
- (32) Record Office Branch。イプスウィッチは旧イストサフオーク州の、ベリー・セント・エドマンズには旧ウェストサフオーク州の、ローストフトにはウェバニーをカバーする地域の公文書等が所蔵されている。
- (33) イギリスに州立公文書館の設立根拠となる直接的な法律や条例は存在しないが、州立公文書館等では以下の法令等によって定まった公文書等を保存及び公開し、運営の根拠としている。
- 地方政府 (記録) 法 1962 (Local Government (Records) Act 1962)
- 地方政府法 1972 (Local Government Act 1972)
- 公記録法 (Public Records Act 1958, as amended 1967)
- 地方政府 (情報利用) 法 1985 (The Local Government (Access to Information) Act 1985)
- 情報公開法 2000 (Freedom of Information Act 2000)
- データ保護法 1998 (Data Protection Act 1998)
- 什分の一税 (Tithe Document Rules 1960 and 1963)
- 教区記録規則 (Parochial Registers and Records Measure 1978, amended 1992)
- 環境的情報規則 (Environmental Information Regulations 2004)
- 荘園記録規則 1959 及び同規則 1967 (Manorial Document Rules 1959 and 1967)
- (34) <https://www.heritagefund.org.uk/news/suffolks-beacon-discovery-attracts-national-lottery-support> を参照。 (Accessed, 2020-01-05)
- (35) [https://www.suffolkarchives.co.uk/the\\_hold/background](https://www.suffolkarchives.co.uk/the_hold/background) (Accessed, 2020-01-05)
- (36) Concert 社。 <https://www.concertus.co.uk/projects/the-hold-ipswich/> (Accessed, 2020-01-05)
- (37) 当時の校名は University Campus Suffolk
- (38) 前掲注) 35
- (39) <https://www.suffolkarchives.co.uk/about-suffolk-archives/> (Accessed, 2020-01-05)
- (40) 約14.5キロメートル
- (41) <http://www.prsarchitects.com/projects/current-projects-arts-civic-education/hold-suffolk-county-archive/> (Accessed, 2020-01-05)
- (42) ただし、その負担額は非現金でなくても納付でき、ボランティアの時間給でも計上することができる。例えば、専門的ボランティア (会計・教育) : 1時間50ポンド、技術的なボランティア (徒歩ガイド等) : 1時間20ポンド、ボランティア (清掃、イベントの手伝いなど) : 1時間10ポンドと算定することができる。
- (43) 各事務所はイギリス内の圏域別に運営されており、その支部は現在以下の地域で運営されている。London & South (London, South East, South West: Exeter)、Midlands & East (East Midlands: Nottingham, East of England: Cambridge, West Midlands: Birmingham)、North (North East: Newcastle Upon Tyne, North West: Manchester, Yorkshire and Humber: Leeds)、Northern Ireland (Belfast)、Scotland (Edinburgh)、Wales (Cardiff)
- (44) Application guidance: £250,000- £5million [https://www.heritagefund.org.uk/sites/default/files/media/attachments/HF%20Application%20Guidance\\_C\\_LARGE\\_v2.pdf/](https://www.heritagefund.org.uk/sites/default/files/media/attachments/HF%20Application%20Guidance_C_LARGE_v2.pdf/) (Accessed, 2020-01-05)
- (45) <https://atomconsultants.co.uk/the-hold-suffolk-archives-heritage-center-ipswich/> (Accessed, 2020-01-05)
- (46) BS EN 16893:2018 (Conservation of Cultural Heritage. Specifications for location, construction and modification of buildings or rooms intended for the storage or use of heritage collections)
- (47) BS 4971:2017 (Conservation and care of archive and library collections)
- (48) <http://www.prsarchitects.com/projects/current->

- projects-arts-civic-education/hold-suffolk-county-archive/ (Accessed, 2020-01-05)
- (49) ウォルフソン財団 (<https://www.wolfson.org.uk/about/>) は博物館、美術館、歴史的建物と自然景観等を含め、化学、健康、教育及び教育と人文分野における優秀性を支援・促進するための補助金を授与する独立した慈善団体である。 [https://www.suffolkarchives.co.uk/the\\_hold/news/hold-receives-planning-permission/](https://www.suffolkarchives.co.uk/the_hold/news/hold-receives-planning-permission/) (Accessed, 2020-01-05)
- (50) <https://www.suffolkarchivesfoundation.org.uk/> (Accessed, 2020-01-05)
- (51) <https://newanglia.co.uk/> (Accessed, 2020-01-05)
- (52) <https://garfieldweston.org/> (Accessed, 2020-01-05)
- (53) Logos-for-Hold-home-page-1-1024x270.jpg  
[https://www.suffolkarchives.co.uk/the\\_hold/](https://www.suffolkarchives.co.uk/the_hold/) (Accessed, 2020-01-05)
- (54) The Holdプロジェクト・マネージャーの Amy Rushton氏から以下の雑誌を紹介された。本稿ではこの記事とSROのウェブサイトを中心に参照している。Grant, Sheena. “SHARING SUFFOLK’S STORIES”. Suffolk: June 2019: 32-35. Print <<https://www.suffolkmag.co.uk/out-about/places/the-hold-heritage-project-in-ipswich-1-6087256>> . / (Accessed, 2020-01-05)
- (55) Local Government Act 1992 <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1992/19/contents/> (Accessed, 2020-01-05) ; <https://publications.parliament.uk/pa/cm199495/cmhansrd/1995-03-21/Writtens-2.html> (Accessed, 2020-01-05)
- (56) Bromsgrove District, Malvern Hills District, Redditch Borough, Worcester City, Wychavon District, Wyre Forest District.
- (57) <https://www.in-tendhost.co.uk/worcestershire.aspx/ViewDocument.aspx?dt=3&id=141/> (Accessed, 2020-01-05)
- (58) The Corporate Information Management Unit
- (59) Birth, Marriages & Death Registrar
- (60) The Hive という名は目的のある活動及び開発に役立つ共同体の意識を表現するために選択された。建物の外観は黄金色のハニカムの屋根になっており、ウスターの新名所としての狙いを込めている。 <http://www.thehiveworcester.org/creating-the-hive.html/> (Accessed, 2020-01-05)
- (61) 約19.3キロメートル
- (62) [http://www.worcestershire.gov.uk/downloads/file/4555/about\\_us/](http://www.worcestershire.gov.uk/downloads/file/4555/about_us/) (Accessed, 2020-01-05)
- (63) 前掲注) 60
- (64) 現在の Department for Digital, Culture, Media and Sportの前身
- (65) PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。 [https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi\\_jouhou/aboutpfi/aboutpfi\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/aboutpfi/aboutpfi_index.html) (2019-11-30参照)
- (66) 現在は、UK Research and Innovation と Office for Students に分離された。 <https://www.gov.uk/government/organisations/higher-education-funding-council-for-england> (Accessed, 2020-01-05)
- (67) Strategic Development Fund
- (68) 500万ポンドは助成金、500万ポンドは無利子貸付
- (69) Closing the RDAs: lessons from the RDA transition and closure programme. を参照 (<[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/34749/12-986-closing-rdas-lessons-from-transition-and-closure-programme.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/34749/12-986-closing-rdas-lessons-from-transition-and-closure-programme.pdf)>) (Accessed, 2020-01-05)。RDAを巡るイギリスの地方の役割分担政策については、以下を参照した。砂原庸介「第6章 イギリスにおける国と地方の役割分担」(『主要諸外国における国と地方の財政役割の状況』報告書)平成18年12月26日) <https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk079.htm> (2019-11-30参照) ; 馬場健. イギリスのRegionレベル



- における基礎自治体等を構成団体とする連合体と中央政府開発公社との関係に関する調査報告。2010年03月15日。p.1-16.; (財) 自治体国際協会『英国の地域再生政策』(クレアレポート No.253、2004) [http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/h21\\_02.pdf](http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/h21_02.pdf) (2019-11- 30参照)
- (70) 前掲注) 60
- (71) Galliford Try Investments Ltd (現在 DiF Infra 3 UK Limited)
- (72) [http://www.worcestershire.gov.uk/download/downloads/id/11356/financial\\_accounts\\_20182019.pdf/](http://www.worcestershire.gov.uk/download/downloads/id/11356/financial_accounts_20182019.pdf/) (Accessed, 2020-01-05)
- (73) Bank Holidays
- (74) <http://www.thehiveworcester.org/documents/the-hive-level-by-level.pdf> (accessed : 2020/01/04)
- (75) HERは考古学及び歴史的建造環境等について地理的・総合的情報を提供するサービス。 <https://historicengland.org.uk/advice/technical-advice/information-management/hers/> (Accessed, 2020-01-05)
- (76) Hannaford, Anne. Fairman, Roger (2011) The Hive: a New University / Public Library and History Centre, Worcester UK. In: Connection and Convergence: Second International Conference on Joint Use Libraries, 3rd - 4th November, 2011, Adelaide, South Australia. <https://eprints.worc.ac.uk/1532/> を参照。(Accessed, 2020-01-05)
- (77) 拙稿「イギリスの地方公文書館制度の発展」(『レコード・マネジメント：記録管理学会誌』68、2015年、p. 99-109) を参照。
- (78) Rays, p.183-185. 1%といった数値はHLFからの受け入れた基金の総額ではなく、毎年の支給額に準じる可能性もあり、一律的には考えられないが、民間からの助成・寄付よりは少なめに集計されたとしている。
- (79) <https://www.suffolk.gov.uk/council-and-democracy/budget-council-tax-and-finance/the-budget-for-suffolk/> を参照。(Accessed, 2020-01-05)
- (80) <https://www.suffolk.gov.uk/council-and-democracy/consultations-petitions-and-elections/consultations/lowestoft-record-office-consultation/> (Accessed, 2020-01-05)
- (81) 4万ポンドまでアーカイブズ資料の目録整理のために受給できるイギリス国立公文書館 (The National Archives, TNA) 基金の一種。 <https://www.nationalarchives.gov.uk/archives-sector/finding-funding/archives-revealed/cataloguing-grants/> (Accessed, 2020-01-05)
- (82) Rays, p.191